

林地崩壊防止事業（国庫）

◎事業の内容

激甚災害の適用を受け、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止する事業

◎施行主体

市町村

◎負担率

国 1 / 2 (50%) 県 1 / 4 (25%)

◎採択基準

激甚災害により林地崩壊が発生し
又は拡大したもの

1箇所の復旧事業費が200万円以上

人家2戸以上又は公共施設に直接被害
を与えるおそれがあるもの